

令和7年3月 31 日

佐渡市指定文化財の指定及び指定解除についてお知らせします

令和7年(2025 年)2月 20 日(木)開催の佐渡市文化財保護審議会(会長 池田 哲夫)の答申に基づき、佐渡市教育委員会3月定例会において、佐渡市指定文化財への新たな指定と解除が議決されました。これを受け、3月 21 日に佐渡市指定文化財の指定および解除の告示を行いました。

今回の新たな指定及び解除により、市指定の文化財の総数は 219 件になります。

なお、新規指定物件の概要については、市報さど5月号に掲載し、市民の皆さまにお知らせする予定です。

1. 新規指定を行う物件(文化財の概要は別添資料参照)

	文化財名称	種別	員数	所在地	所有者
1	ちょうじゃがだいらいせきしゅつどひん 長者ヶ平 遺跡出土品	有形文化財 (考古資料)	1896	佐渡市真野新町 佐渡市宿根木	佐渡市 佐渡市教育委員会

2. 指定解除を行う物件(文化財の概要は別添資料参照)

	文化財名称	種別	員数	所在地	所有者
1	にくうじんじゃのうぶたい 二宮神社能舞台	有形文化財 (建造物)	1	佐渡市二宮	二宮神社
2	おおさき 大崎のイロハカエデ	天然記念物	1	佐渡市羽茂大崎	個人



本件についての問い合わせ先

佐渡市役所観光振興部

世界遺産推進課

担当: 藤井、鹿取、坂下

電話(直通)0259-63-3195



1. 新規指定を行う物件

○長者ヶ平遺跡出土品

長者ヶ平遺跡は佐渡島の最南部（佐渡市金田新田）に位置し、日本海から 1.4 km 内陸の標高約 175m の丘陵部に立地します。島内の遺跡の中でもかなり内陸で標高の高い丘陵上に立地した遺跡です。長者ヶ平遺跡は土器や石器が拾えることから、かなり昔から注目されていた遺跡で、過去に数回発掘調査が行われております。昭和 55～58（1980～1983）年に行われた保存目的の発掘調査の結果、10,000 m² を超す佐渡随一の縄文遺跡であることが判明しました。縄文時代前期末葉～後期初頭（約 5000～4000 年前）の多量の出土遺物とともに、遺構は竪穴建物 6 軒、配石遺構 11 基などが検出し、当該期の拠点的な集落跡と判明しました。これらの調査成果などから、昭和 59（1984）年には国史跡に指定されています。

出土遺物を見ますと、縄文時代中期前葉（約 5000 年前）・後葉（約 4000 年前）を中心に、火焰型土器などのおびただしい量の縄文土器、土偶や耳飾りなどの土製品、磨製石斧・石鏃・石槍・石皿・石棒などの石器が出土しました。

文化財保護審議会にて、出土品が市指定文化財候補となり、発掘調査報告書掲載等の資料の所在確認調査を進め、有識者による実地指導の結果、報告書掲載資料を基本として遺構内出土品を中心に、土器・土製品・石器の中から、残存率が高いもの・希少性が高いもの・長者ヶ平遺跡を特徴づけるものを条件とし、市指定文化財として 1896 点を決定しました。



縄文時代中期中葉の土器（火焰型土器）



縄文時代中期中葉の土器（王冠型土器器）

2. 指定解除を行う物件

にくうじんじゃのうぶたい ○二宮神社能舞台

佐和田地区二宮の二宮神社境内、社殿南東に建立され、文久3年（1863）の本間家文書「佐渡定能場届」に同神社の記録が残ることから、幕末から明治初年頃にはすでに舞台は存在していたものと考えられています。

令和5年（2023）8月4日に出火し、本舞台及び橋掛りが全焼し、調査の結果、全焼に伴い、健全な部材は現存せず、部材を用いた再建、指定の維持は困難と認められ、これらの状況から、市指定有形文化財「二宮神社能舞台」は、有形文化財の指定を解除します。



焼失前の「二宮神社能舞台」

おおさき ○大崎のイロハカエデ

このイロハカエデは指定時には2株からなり、樹高7m、根元幹囲2.7mの大きさで、樹齢300年と推定される伝わります。この内、北側の株は幹囲1.37mであるが、平成21年（2009）1月の雪害で倒伏し、南側の株は令和6年（2024）6月樹勢の衰えにより倒木しました。

根元から倒伏していること、生育箇所が川縁であること、樹勢の衰え、カエデの特性などを鑑み、今後の回復が見込めないことから天然記念物の指定を解除します。



倒木前の「大崎のイロハカエデ」



倒木後の「大崎のイロハカエデ」